

兵庫労働局発表
平成28年4月27日(水)

【照会先】

兵庫労働局職業安定部職業安定課

課長 足立 靖行

課長補佐 富澤 克彦

(代表電話) 078-367-0803

兵庫労働局職業安定部職業対策課

課長 桂 昌宏

課長補佐 藤永 勇人

(代表電話) 078-221-5440

平成28年熊本地震に対する 雇用保険及び雇用調整助成金の特例措置について

平成28年4月14日に発生した平成28年熊本地震の影響により事業活動が急激に縮小する事業所が生じ、地域経済への影響が長期化することが見込まれることから、厚生労働省では、熊本地震により直接被害を受け、労働者が休業又は一時離職する場合や、地震に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合の特例措置を講じることとなりました。

1 雇用保険について

- (1) 災害により休業した場合や一時的に離職した場合(雇用予約がある場合も含みます。)でも、失業手当の受給ができます。
- (2) 居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きができます。
(受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きができます。)
- (3) 熊本地震の影響により、
 - ・指定された失業の認定日に来所できなかったときは、「失業の認定日の変更」ができます。
 - ・給付制限を受けている方は、給付制限期間の短縮(3ヶ月→1ヶ月)により、給付開始時期が早まります。

※制度利用にあたっての留意事項

- (1) 特例措置制度の利用には、雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。また、熊本県内の事業所が災害により、休止・廃止した場合が対象となります。
- (2) 制度を利用して、失業手当の支給を受けた方については、休業終了後、新たに雇用保険の被保険者資格を取得しても、休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

詳細については最寄りのハローワークにお問い合わせください。

2 雇用調整助成金について

(1) 要件緩和

【現行の支給要件】

生産量、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少している事業所であること。

【特例措置後の支給要件】

生産量、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近1か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少している事業所であること。

(2) 遡及適用

平成28年4月14日以降に提出される初回の休業等実施計画書から適用することとし、平成28年7月20日までに提出のあったものについては、事前に届け出られたものとする。

※ 雇用調整助成金の支給に当たってはいくつかの支給要件がありますので、詳細については兵庫労働局ハローワーク助成金デスク（078-221-5440）にお問い合わせください。

地震により休業している事業主・労働者の皆様へ ～休業や一時離職する場合の給付金のお知らせ～

① 熊本県内の事業所が地震により直接被害を受け、労働者が休業又は一時離職する場合

地震の時点で熊本県内の事業所で勤務していた方が、災害により休業した場合や一時的に離職した場合（雇用予約がある場合も含みます）は、雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。

- 雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
- 熊本県内の事業所が災害により、休止・廃止した場合が対象です。
- 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。（受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。）

※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

② 地震に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合

地震に伴う「経済上の理由」により休業を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者に休業手当を支払った場合、雇用調整助成金を利用できます（熊本地震の影響による休業であれば熊本県以外の事業所でも利用できます）。

- 労働者に支払った休業手当相当額の2/3（中小企業の場合）を助成します。
- 地震に伴う「経済上の理由」とは、例えば次のような場合が該当します（なお、地震による事業所・設備の損壊を直接的な理由とした休業は対象となりません）
 - ・ 取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない場合
 - ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
 - ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
 - ・ 風評被害により、観光客が減少した場合

詳細な内容や、お困りのことがあれば、「熊本地震関連」である申し出の上、裏面へご相談ください。

兵庫労働局管内ハローワーク一覧表

① 熊本地震により事業所が直接被害を受け、労働者が一時離職する場合【雇用保険特例措置】

ハローワーク	所在地	電話番号
ハローワーク神戸	〒650-0025 神戸市中央区相生町 1-3-1	078-362-4572
ハローワーク三田	〒669-1531 三田市天神 1-5-25	079-563-8609
ハローワーク灘	〒657-0833 神戸市灘区大内通 5-2-2	078-861-7987
ハローワーク尼崎	〒660-0827 尼崎市西大物町 12-41 アマゴッタ 2 階	06-7664-8604
ハローワーク西宮	〒662-0862 西宮市青木町 2-11	0798-75-6713
ハローワーク姫路	〒670-0947 姫路市北条字中道 250	079-222-4434
ハローワーク加古川	〒675-0017 加古川市野口町良野 1742	079-421-8669
ハローワーク伊丹	〒664-0881 伊丹市昆陽 1-1-6 伊丹労働総合庁舎	072-772-8610
ハローワーク明石	〒673-0891 明石市大明石町 2-3-37	078-912-2280
ハローワーク豊岡	〒668-0024 豊岡市寿町 8-4	0796-23-3101
ハローワーク香住	〒669-6544 美方郡香住町香住区香住 844-1	0796-36-0136
ハローワーク八鹿	〒667-0021 養父市八鹿町八鹿 1121-1	0796-62-2217
ハローワーク和田山	〒669-5202 朝来市和田山町東谷 105-2	0796-72-2116
ハローワーク西脇	〒677-0015 西脇市西脇 885-30 西脇地方合同庁舎	0795-22-3181
ハローワーク洲本	〒656-0021 洲本市塩屋 1-439-1	0799-22-0620
ハローワーク柏原	〒669-3309 丹波市柏原町柏原字八之坪 1569	0795-72-1070
ハローワーク篠山	〒669-2341 篠山市郡家 403-11	0795-52-0092
ハローワーク西神	〒651-2273 神戸市西区糞台 5-3-8	078-991-1100
ハローワーク龍野	〒679-4167 たつの市龍野町富永 1005-48	0791-62-0981
ハローワーク相生	〒678-0031 相生市旭 1-3-18 相生地方合同庁舎	0791-22-0920
ハローワーク赤穂	〒678-0232 赤穂市中広字北 907-8	0791-42-2376

② 熊本地震による経済上の理由により労働者を休業させる場合【雇用調整助成金】

労働局	所在地	電話番号
兵庫労働局 ハローワーク助成金デスク	〒860-0051 神戸市中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル 5 階	078-221-5440